

集会所使用規則

1. 集会所を使用する場合は、あらかじめ「集会所使用規程（第 4 条）」により承認を受けて下さい。
但し、「集会所使用規程（第 5 条）」により、承認後も使用を取り消す場合があります。無断使用、転借使用はできません。
2. 建物、設備、備品、什器等は大切にご使用ください。万一、破損または紛失した場合は、現物または実費により弁償していただきます。
3. 使用日については制限がありません。
但し、使用時間については午前 9 時から午後 9 時までを原則とし、承認を受けた時間内とします。
4. 次のことは禁止いたします。
 - ① 喧嘩により他に迷惑をかけること。
 - ② 路上駐車により近隣に迷惑をかけること。
 - ③ 爆発性、発火性その他危険物を持ち込むこと。
 - ④ 承認を受けないで、備品・什器を外部へ持ち出すこと。
 - ⑤ 承認を受けないで、持込用具等を集会所に収納すること。
5. 使用後は次のことをお守りください。
 - ① 備品、什器の整理整頓
 - ② 掃除、後片付け。
 - ③ 火気、電気、ガス、水道、戸締りの点検
 - ④ 鍵の返却
6. 規則の改定
この規則の改正は自治会役員の承認を要する。

附則

この規則は、2012 年 7 月 15 日改正